

法 文第15054号
平成30年6月28日

北海道史編さん委員会委員長 様

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道史の編さんについて（諮問）

北海道史編さん委員会条例（平成30年北海道条例第5号）第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

- 1 北海道史の編さんに関する方策を定めること
- 2 北海道史の編さんを推進すること

（総務部法務・法人局法制文書課道史編さん室）